

特定非営利活動法人関西バングラデシュ・プロジェクト

理事 Dix John Charles 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和3年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人関西子宮頸ガン予防研究会
理事長 森野 ひとみ 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書の本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人芦屋労働110番
理事長 中村 敏夫 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人兵庫県バスケットボール振興会 VLakers

理事長 齊藤 真実 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和2年度及び令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人かなで
理事長 福住 和朗 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人福祉作業所コスモス
理事長 山根 登喜子 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

特定非営利活動法人まるっと明石
理事長 中谷 謙造 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

NPO法人西はりま水泳振興会
理事長 松田 良彦 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書の本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人ミリカ
副理事長 大槻 智彦 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

特定非営利活動法人グリーンアライアンス
理事長 杉野 慶一 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

特定非営利活動法人未来予想図

代表理事 山本 秀樹 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人福福
理事長 福原 由美 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書の本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人 LD
理事長 和田 鈴菜 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)

令和8年7月27日

特定非営利活動法人 Lien
理事長 平野 秀昭 様

兵庫県県民生活部長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第25条第1項に定める期限までに所轄庁あて提出いただくことになっています。貴法人については令和4年度から令和6年度に係る事業報告書等の提出がなされていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」に基づき、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

「事業報告書等の未提出の理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。なお、実施方法の参考例は次のとおりです。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

※ 説明内容を記載した文書を本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(2) 説明の期限

令和8年8月24日(月)

(3) 本県への書面の提出期限

令和8年8月31日(月) (必着)